一　保安林の所在場所　新潟県胎内市須巻字貝喰八九九の一、九〇六の三、九一二から九二六まで、九二八、九二九の一、九二九の二、九三〇の一、九三〇の二、九三一から九三八まで、一〇〇一、一〇〇二の二、一〇二三、字大沢一三二八の二（次の図に示す部分に限る。）、九三五の一、九三五の二、一二六九の三、一二八二の一、一二八三、一二八四、一二九〇、一二九五の一、一二九六の一、一二九九の一、一三〇〇、一三〇二、一三〇三の一、一三〇六、一三〇七の一、一三一九の一から一三一九の五まで、一三二〇の一、一三二〇の二、一三二一、一三二三、一三二四、一三二五の一、一三二五の二、一三二六、一三二七の一から一三二七の三まで、一三二八の一、一三三〇の三、一三三二、一三三三の二、字鳥越九三九の一から九三九の三まで、九四〇の一、九四〇の二、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三、九四五、九四六、九四七の一から九四七の四まで、九四八の一、九四八の二、九四九の二、九五〇の一、九五〇の二、九五一の一、九五一の二、九五二の一、九五二の二、九五三から九六二まで、九九五の一、九九六、一〇二四の一、字上ノ山一〇〇〇、一一〇三、字石畑一一〇六、一一〇八、一一〇九、一一一五から一一一八まで、一一二〇、一一四四、字古城口一一六一の一、一一六一の二、一一六一の七、一一六二の一、一二八一の一、一二八一の二、字根堀場一一六八の一、一一七二の二、一二七五の一、一二七五の二、一二七六、一二七八の一、一二七八の二、一二七九の一、一二八〇の一、一二八〇の二、字蟹沢一二七〇、字滝ノ沢一二八八、一二八九の一、一二九一、一二九二の一、字山畑一三〇二の一、字葭沢一三〇四の一、一三〇四の二、一三〇八、一三〇九、一三一〇の一から一三一〇の三まで、一三一一の一、一三一二から一三一五まで、一三一七の一、一三一八の一、一三一八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町新瀬川六一七、六三六、六三七、六四一、六四七、六四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新宮町新瀬川六一七・六三六・六三七・六四一・六四七・六四八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂七四の五、七四の七、七五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字合ノ坂七四の五・七四の七・七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字藏谷一三一一の一、一三一一の二、一三一二、一三一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字藏谷一三一一の一・一三一一の二・一三一二・一三一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字奥ノ丸二九三八、二九四一、二九四二、二九四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ノ丸二九三八・二九四一・二九四二・二九四四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都稲城市大字矢野口字谷戸三二〇〇の一、三二〇〇の二、字大久保三六〇九の一、三六〇九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養